

【家庭ごみの分け方・出し方】

☎ クリーンセンター ☎ (93) 4529

各地区の収集日は、今号に折り込まれている分別収集日程表や市公式ホームページで確認してください。

不 燃 ご み

■塗料缶・スプレー缶・ガスライターは、中身が残ったまま出せますか。
出せません。塗料などの液体が入っている缶は、中身を取り除いてから、スプレー缶・ガスライターは使い切ってから出してください。

▶ひとくちメモ
スプレー缶の中身が入っていると収集時などに爆発する恐れがあり、大変危険です。作業員の安全確保のため必ず使い切り、ガス抜きは必ず火気のない屋外で行ってください。

粗 大 ご み

■電池を使用しているプラスチック製のおもちゃなど、材質が混合しているものは、なぜ粗大ごみになるのですか。

混合物は、材質ごとに分けてリサイクル処理するために、粗大ごみの扱いにしています。

■針金、傘、コード、ハンガーは、どうして粗大ごみになるのですか。
機械に絡みやすく施設の故障の原因になるため、粗大ごみとしています。

▶ひとくちメモ
粗大ごみは、収集場所には出せません。個別収集（有料）を申し込むか、クリーンセンターに直接搬入（有料）してください。

可 燃 ご み

■庭で刈った草は、可燃ごみの袋に入れて出せますか。
刈った草は乾かして、土をよく落とし、可燃ごみとして出せます。クリーンセンターへ直接搬入するときは、透明な袋に入れてください。

▶ひとくちメモ
家庭が出す可燃ごみで一番多いのが生ごみで、その約80%が水分です。水切りをすることで、ごみの減量や悪臭・腐敗の防止につながります。

【水切りのポイント】
○野菜などの皮は洗う前にむき、水分を含んだものとは別にして、ザルに入れるなど水に濡らさないようにしましょう。
○野菜くずやお茶がらなどは、できるだけ乾燥させてから捨てましょう。

有 害 ご み

■使用済みの乾電池や蛍光灯は、どう出せばよいですか。
ガラスびん・ペットボトルの収集日に出せます。乾電池は透明な袋など、蛍光灯は購入時の箱などに入れて割れないように出してください。

そ の 他

■住んでいる所の近くにゴミ収集場所がない場合は、どのようにすればいいですか。

新規に「ゴミ収集場所」を設置するには、原則として3戸以上の家庭で利用することを条件に設置できます。詳しくは、クリーンセンターに問い合わせてください。

また、既存の「ゴミ収集場所」を利用するときには、地域の人たちが設置管理していますので、ルールを守って利用してください。

4月から、環境対策に関連する補助・助成の受付を開始します。
各種申請の受け付けは予算額に達した時点で終了しますのでご了承ください。

☎ 環境課

小型合併処理浄化槽設置補助金 ☎ (93) 4945

■対象区域 下水道認可区域以外の区域・団地などの集中合併処理浄化槽処理区域以外の区域

■高度処理型設置補助 44万4千円～96万3千円

※高度処理型とは、汚水を浄化する能力が、より高度な小型合併処理浄化槽です。

■転換補助 単独転換（限度額18万円）、くみ取り転換（限度額10万円）

※転換補助とは、既設の単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽に設置替えをするときの撤去費用に対する補助です。

■放流先がない場合の処理装置（蒸発散装置など）への補助
合併処理浄化槽と同時に蒸発散装置などを設置する場合、設置費用の3分の1（限度額20万円）の補助金を交付します。

■交付条件 次の要件を全て満たす必要があります
○着工前の申請 ○自己居住用の住宅
○浄化槽設置届または建築確認の審査を受けて設置
○住宅を借りている人は貸主の承諾を得ている
○市税を完納している

住宅用省エネルギー設備設置補助金 ☎ (93) 4945

■対象 市内に自ら居住する住宅（店舗・事務所兼住宅を含む）に未使用品の住宅用省エネルギー設備を設置する人

※住宅用省エネルギー設備を設置した後の申請は対象外となりますので、必ず設置前に申請してください。

※太陽光発電システムの補助対象は、既存住宅のみです。

■補助対象設備と補助額
▶太陽光発電システム 1kwあたり2万5千円 限度額10万円
※市内施工業者を利用した場合の特例1kwあたり3万円 限度額12万円
▶家庭用燃料電池システム（エネファーム） 限度額5万円
▶定置用リチウムイオン蓄電システム 限度額10万円
※設備の種類ごとに、1住宅につき1回に限り交付します。
※各設備の要件、申請方法や前年度からの変更点などは、市公式ホームページで確認するか、問い合わせてください。

生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金 ☎ (93) 4946

■容器の種類・助成金額など
○堆肥化容器・コンポスト…購入費の2分の1、1基当たり限度額3千円
○電気式生ごみ処理機…購入費の2分の1、1基当たり限度額2万5千円
※助成金額は100円未満切り捨てで、1世帯に対する年度内の助成金額は、2万5千円が限度です。
※電気式生ごみ処理機の申請は、交付を受けた日から5年を経過しなければ、再び申請することはできません。ただし、「故障して使えなくなった」などの理由は除きます。
■持ち物 領収書、カタログ（コピー可）、印鑑、通帳
■その他 申請後に職員が設置状況の確認に訪問します。

家庭用浄水器設置補助金 ☎ (93) 4945

■対象 市内に居住し、井戸水を日常生活の飲料用としていて、次の全ての要件に該当する世帯
○硝酸性窒素と亜硝酸性窒素が基準値を超えている
○住んでいる住宅の敷地に隣接する道路に、水道配水管が敷設されておらず、地下水のほかに飲料水の確保が困難
○過去に補助対象浄水器の設置に係る補助を受けていない
■対象浄水器 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素を基準内に除去できる機器で、次の全ての要件を満たすもの
○飲料水を供給できる装置に接続できること
○浄水性能が1時間当たり5ℓ以上であること
○耐用年数が通常の使用方法で5年以上であること
○性能の保証期間が1年以上であること
■対象基数 1世帯あたり1基、補助回数は1回
1つの住居に2世帯以上が居住する場合は、1世帯とみなします。以前に補助を受けた世帯は、新たに補助を受けることはできません。
※購入済みの浄水器は補助金交付の対象外です。必ず購入前に申請してください。
■補助金額 購入設置費の3分の1（限度額7万円）
※所得状況などにより、購入設置費の全額を補助（限度額14万円）